



南伊豆町行政改革大綱  
(第3次)

～<sup>みらい</sup>次世代のために 今 行動～

平成18年3月20日  
南伊豆町

# 目 次

はじめに	1
I 背景	1
II 趣旨	2
III 基本姿勢	2
IV 方策	3
1 行政の担うべき役割の重点化	3
2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織の構築	4
3 定員管理及び給与の適正化等	5
4 人材育成の推進	6
5 公正の確保と透明性の向上	6
6 電子自治体の推進	7
7 人口増加施策と少子高齢社会への取組み	7
8 自主性・自立性の高い財政運営の確保	8
9 議会改革	9
10 危機管理への対応	9
V 行政改革の推進及び管理体制	9

# 南伊豆町行政改革大綱

## はじめに

本町における行政改革への取組みは昭和 60 年に遡り、行政改革推進本部及び行政改革推進委員会を設置し、事務事業や組織機構、給与、定員の見直しなどの事項についての審議を行い、行政改革大綱を策定しております。以後平成 8 年には大綱の見直しを行い、平成 11 年には行政改革推進実施計画を策定し、その推進を図ってきました。

これまで、社会情勢等の変化に合わせ本町の行政システムについても常に改善が図られてきましたが、近年における本町を取巻く状況の変化には著しいものがあり、これまでの行政システムでは的確に対応し解決することが困難な問題も生じています。

多様化・高度化する住民ニーズ、少子高齢社会に的確に対応し、将来にわたって活力あふれる魅力的なまちづくりを推進していくためにはこれまでのような行政主導の手法について抜本的な見直しを図り、町民の皆様とまちづくりビジョンを共有し、より良い<sup>※1</sup>パートナーシップに基づく<sup>※2</sup>協働によるまちづくりを推進すると共に、成果重視の競争原理など民間の発想を取入れた行政経営への転換を推進していく必要があります。今後においても町民の福祉の向上のため、また、最小の経費による最大の効果を目指して新たな行政システムの構築を図ることとし、その指針となる新たな行政改革大綱を策定します。

本大綱に基づく改革の推進に当たっては、行政組織及びその職員の改革に対する努力とこれまでの行政運営により築き上げられた意識の抜本的な改革が不可欠ですが、今後における改革の推進においては、町民の皆様のご理解とご協力が大きな効果を得るための重要な要素となります。今後においてもより一層のご協力と行政への積極的な参加をお願いいたします。

## I 背景

急速に変化する社会経済情勢により、我が国全体の構造が大きく変化しようとしています。本町においてもこのような変化に的確に対応していくことが求められ、そのためには既存の枠組みや従来の発想によらない新たな視点からの改革の必要性が生じており、主な要因として次のものが挙げられます。

### 1 地方分権の進展

地方分権の進展に伴い、それぞれの地方自治体においては、地域の実情に即した自主性・自立性の向上が求められております。住民に一番身近な行政である町には、町民に開かれた町政の実現と町民の視点に立った施策の展開がより一層求められ、その役割と責任は飛躍的に増大しています。

---

※1 パートナーシップ / 協体制(目的達成のために町民と行政が対等の立場で協力する関係)

※2 協働 / 同じ目的のために、協力して働くこと。(町民や行政などの各主体が役割や責任を分担し、目的達成のために協力すること)

## 2 少子高齢社会

本格的な少子高齢社会が到来し、労働人口の減少など地域経済への影響が生じています。本町では既に<sup>※3</sup>高齢化率が33%に達し、その医療・福祉にかかる費用負担の増大や地域活力の低下が大きな問題となっているほか、少子化による教育環境への影響、人口減少など<sup>※4</sup>基礎自治体としての機能低下が懸念されます。

## 3 厳しい財政状況

地方における地域経済には依然として好転の兆しが見えません。このような状況の中、多くの地方自治体においては、国の<sup>※5</sup>三位一体の改革の影響などを受け更に弱体化が進み、危機的な財政状況に陥っています。特に<sup>※6</sup>自主財源の少ない本町にとって、地方交付税など<sup>※7</sup>依存財源の減少は財政状況を更に深刻化しています。

## II 趣旨

本大綱は、南伊豆町行政改革推進委員会の答申に基づき、本町における行財政改革の一層の推進を図り、将来にわたって活力あふれる魅力的なまちづくりを推進していくため、また、町民の皆様の積極的な行政参加を図り、協働を基とした真の住民自治の確立と発展のための新たな指針として策定するものです。

## III 基本姿勢

本町の行政改革の推進に当たっては、次の基本姿勢に基づき積極的かつ継続的に取り組むと共に、その状況については町民に公表することとします。

- 1 町民の視線から事務事業及び組織の総点検を行います。

町民の視線で総点検

聖域や例外を設けることなく、<sup>※8</sup>外郭団体や<sup>※9</sup>支援団体も含め、全ての組織や事務事業について点検を行い、常に町民の視点からその必要性の検証を行います。

- 2 全職員が意欲的に改革に取り組み、町民と共に改革を推進します。

地域の知恵と力を結集

- 
- ※3 高齢化率 / 65歳以上の人口が全人口の中に占める割合  
※4 基礎自治体 / 住民に最も身近な総合的な行政主体(市町村)  
※5 三位一体の改革 / 地方分権を推進する観点から、国庫支出金の見直し、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体的に行い国と地方の関係の見直しを図ること。  
※6 自主財源 / 町が独自で確保できる財源(町税など)  
※7 依存財源 / 国や県からの交付金、借金等その財源を他に依存しているもの  
※8 外郭団体 / 町の組織外の組織で、町の活動や事業を支援する団体(観光協会、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど)  
※9 支援団体 / 町から補助金等の支援を受けて、町の施策に合致する事業等を実施する団体(みなみ太鼓振興会、遺族会、ゲートボール協会など)

全ての職員の意識を改革し、その能力及び勤務意欲を高めると共に、町民との相互理解、参加の受入れ体制の整備を図ることとし、町民との協働により改革を推進します。

## IV 方策

### 1 行政の担うべき役割の重点化

民間委託や<sup>※10</sup>指定管理者制度などを有効に活用し、行政組織のスリム化を図りつつ、一方では<sup>※11</sup>「新しい公共空間」を形成する基盤となる<sup>※12</sup>NPO団体や地域の住民組織などの育成支援に取組み、町民との相互理解と協働による新たな行政システムの構築を推進します。

#### (1) 住民参画推進体制の確立

住民参画を推進するためには、町と町民とが相互に理解を深めると共に、町は町民の行政参加を受け入れる姿勢を改善していく必要があります。

町と町民との相互理解を深めるため、積極的な情報提供と情報公開の推進による行政情報の共有化を図ると共に、町民の意見提出の機会拡大に努めます。また、職員が積極的に町民組織に出向き、団体の設立や組織の活動支援を行うほか、職員などによる<sup>※13</sup>出前講座、町民との意見交換会などを実施します。

なお、行政資料など町民の行政参加の推進に有効な資料、まちづくり関連の図書などを備えた、町の情報提供・町民の情報交換スペースの確保に取組みます。

#### (2) 民間委託等の推進

行政の規模が縮小する傾向にあり、職員配置の重点化を図る必要からも民間委託の推進を図っていきます。特に軽作業や単純労働などの現業部門、高度で専門的な知識を必要とする部門については、町が直接的に業務を行う必要性、費用対効果などを勘案した上でより積極的に推進します。

なお、民間委託の推進に当たっては、責任の所在を明らかにすると共に、当該業務における信頼性や安全性、安定性の保持に心がけ、委託先の選定にあっては、入札によることを基本とするなど、公正性・透明性の確保に努めます。

#### (3) 指定管理者制度の活用

指定管理者制度の導入方針を定め、同方針に基づく指定管理者制度導入の可能性について、町の全ての施設を対象に、第三者を含めた『南伊豆町公の施設指定管理者選定委員会』の意見を伺いながら検証を行います。

指定管理者は、平成17年12月施行の『南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例』に基づき公募によることとし、その選定にあっては、

---

※10 指定管理者制度 / 公共施設の管理に関する新たな制度、民間企業やNPOなどの団体も指定管理者として指定することが可能となった。

※11 新しい公共空間 / 住民団体、NPOなどの多様な主体により担われる『公共』

※12 NPO / [nonprofit organization] 非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、町民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体

※13 出前講座 / 町の職員が講師として地域に出向き町の事業や施策等について説明すると共に意見を伺うことなどを目的とする。

選定委員会での審査を行うなど、管理者の適正な選定並びに公正性・透明性の確保に努めます。

(4) <sup>※14</sup> 公営企業等の経営健全化

水道事業については、安全な水の安定供給のため、災害対策、老朽化した施設の更新を図っていきますが、事業の赤字解消を図るため、人員削減、人件費並びにその他のコストの削減に取り組むと共に、料金の未納者対策の強化を図ります。

なお、今後においては水道料金体系の見直しについても検討を進めることとします。

下水道事業については、単年度歳出額の軽減を図るため、事業期間を当初予定の平成22年度から平成28年度までに延長します。また、現在供用開始している湊、手石処理分区、今後着工を予定している下賀茂処理分区を含めて、<sup>※15</sup> 定住人口、<sup>※16</sup> 観光人口の予測を見直し、事業規模を適正なものとし、接続率の向上を図っていきます。

(5) 地域協働の推進

町民とのパートナーシップに基づく協働によるまちづくりを推進するため、町と町民との役割分担の再構築を図り、これまで町が実施することが当然とされてきたサービスについてもNPO団体、民間企業、住民組織等への委託や協働により実施するなど、その仕組みを変更するための基盤づくり、町民の行政参加に積極的に取り組み、地域協働体制の確立を図ります。

(6) <sup>※17</sup> PFIの導入

新たな施設建設事業等を行う際には、PFI事業など、民間企業の資金やノウハウを活用した施設建設、運営方法の導入についての研究を行い、効果的かつ効率的な施設整備を目指します。

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織の構築

多様化する町民のニーズに的確に対応するため、横断的・総合的な組織機能の強化を図ります。地域協働推進の視点から行政の担うべき役割を明確にし、その役割に応じた簡素で効率的な組織への転換を図ると共に、地方分権社会に対応したこれからの地方行政組織に必要な高い能力を持つ人材の育成と意欲にあふれた職場づくりを推進します。

(1) <sup>※18</sup> 行政評価システムの構築と活用

本町における行政評価の導入にあっては、目標管理に重点を置いた、簡素で明

---

※14 公営企業等 / 町が企業として経営する事業(公営企業として水道事業、それに準ずるものとして下水道事業がある)

※15 定住人口 / 町内に居住する全人口のこと。

※16 観光人口 / 観光などの目的で町外から一時的に訪れる人口のこと。

※17 PFI / [private finance initiative] 公共部門が実施していた社会資本整備について、民間の資金、経営ノウハウを導入し、民間事業者主導で行う手法

※18 行政評価 / 政策、施策、事務事業について、一定の基準や指標を用いてその妥当性や達成度及び成果判断を行うこと。

快な評価シートと評価基準を用い、全ての事務事業を対象として実施し、主要な事業及び新規事業については、詳細な評価シートによる評価、新たに設置する評価委員会においてその必要性等についての評価を行うなどにより、事業の重点化を図ります。また、新規事業に着手する際には、事前評価による事業の効果予測に基づきその可否の判断を行います。

なお、これらの評価結果等については町民への公表を行います。

## (2) 的確な行政ニーズの把握と政策形成機能の強化

新たな行政システムの下では、的確な住民のニーズの把握により、町民と共に計画を策定し、実施を図る必要があります。今後においては、政策等の意思決定過程における積極的な公表を行い、町民からの意見募集を行うほか、新たな計画等については、その策定段階における住民説明会の実施、新たな事業実施の場合にあっては行政評価に基づいた十分な効果予測及び予測結果に基づいた事業展開を図ります。

また、組織内部の情報共有化の徹底、職員研修の充実、庁内の<sup>※19</sup>プロジェクトチームや委員会の活用を推進すると共に、職員の能力向上を図り、組織の活性化を推進します。

## (3) 機能的で効率的な組織の構築

組織の効率化を図るため、事務の集中化、外部委託並びに<sup>※20</sup>臨時職員や<sup>※21</sup>再任用職員、<sup>※22</sup>行政支援ボランティア等の効果的活用、OA機器の活用や決裁事務の簡素化、組織相互間の<sup>※22</sup>臨時応援体制の活用を推進するなど、総合的な組織機構の見直しによる柔軟な組織運営を推進し、機能的で効率的な組織を構築します。

なお、各種委員会等の見直し、<sup>※23</sup>外部事務所<sup>※23</sup>の統合、保育所の再編、消防団組織の見直しを実施すると共に、補助団体等とのかかわり方についても見直します。

## 3 定員管理及び給与の適正化等

厳しい財政状況や新たな行政システムの推進等を背景に行政の規模縮小が更に進み、一層の人員削減・人件費削減が進むものと予想されます。本町においては、<sup>※24</sup>定員適正化計画、能力や業績評価に基づく新たな人事・給与制度の整備などによる定員管理・人事管理・人件費の適正化を図ると共に、その状況については定期的に町民への公表を行います。

### (1) 定員管理の適正化

町民との協働の基盤整備を推進し、より一層簡素で効率的な行政執行体制を確

---

※19 プロジェクトチーム / 課題に取り組むために各課等から専門知識を有する職員を集めて組織する臨時的な組織

※20 再任用職員 / 定年退職者等を1年を超えない範囲で任期を定めて再任用すること。

※21 行政支援ボランティア / 行政と住民との協働に基づき、行政活動を支援するボランティア組織

※22 臨時応援体制 / 課の繁閑に合わせて課の枠を超えた柔軟な応援体制を組むこと。

※23 外部事務所 / 役場庁舎以外の場所にある役場組織の事務所(教育委員会事務局、生活環境課など)

※24 定員適正化計画 / 町における職員の定員の適正化を計画的に推進するために町において策定する計画

立すると共に、職員の業務内容の精査による適材適所の人員配置、臨時応援体制や行政支援ボランティア等の活用の推進、臨時職員や再任用職員の活用などによる職員数の減少を考慮した定員適正化計画の策定、計画的な職員数の削減による組織のスリム化の推進など、行政組織の機能向上と適正な職員数の管理に務めます。

## (2) 給与の適正化

通勤手当、時間外手当、特殊勤務手当等職員手当の適正化を図ると共に、職員の能力や業績を公正に評価するシステムの確立による新たな給与制度の創設、能力本位、適材適所の人員配置の徹底などによる給与の適正化、人員削減や手当等の見直しなどによる人件費の削減に取り組めます。

## 4 人材育成の推進

地方分権が進むと共に住民ニーズが多様化・高度化する中、職員の資質及び能力の一層の向上が求められていることから、職員採用時においては、選考基準の厳格化を図ると共に公務員としての適正を見極める必要があります。また、新たな行政システム構築のため、職員には幅広い知識、経験、柔軟な発想や工夫、行動力が求められていることから、採用年齢枠の拡大についての検討、再任用職員や<sup>※25</sup>任期付採用職員など新たな任用制度の導入を図り、<sup>※26</sup>人材育成基本計画を策定すると共に、研修制度の充実や職員自らが能力開発を推進する体制整備、職員の事務目標の設定及び評価、倫理規定の整備など倫理観維持のための施策にも取り組めます。

なお、地域における人材育成を推進するため、NPO団体や地域の住民組織などの育成支援に取り組むと共に、職員が積極的に地域に出向き講演等を行う出前講座の実施、地域協働推進の核となる人材を育成する<sup>※27</sup>地域協働推進員制度の創設、町民の持つネットワークや能力をまちづくりに活用していただく<sup>※28</sup>町民人材バンク登録制度などにも積極的に取り組めます。

## 5 公正の確保と透明性の向上

事務事業を公正・公平に執行するため、公共事業に関する入札等について透明性、客観性、競争性の確保に努めると共に、町税等の未納者に対する行政サービスの需給制限や強制処分の執行など未納者対策の強化、公共施設使用料の減免基準の明確化、使用料や徴収基準の見直しなど公的サービスの受益者負担の見直しについての検討を行います。

また、情報公開の一層の推進を図ると共に広報やホームページ等様々な媒体を利

---

※25 任期付採用職員 / 任期を定めて、専門的な知識経験や優れた識見を有する者を採用すること。

※26 人材育成基本計画 / 地方公務員法の改正により地方公共団体に義務付けられた「人材育成に関する基本方針」に基づき策定する実施計画

※27 地域協働推進員制度 / 町における地域住民との協働によるまちづくりを進めるためのリーダーとなる人材を登録・活用する制度

※28 町民人材バンク登録制度 / 様々な能力、特技等を持つ町民を把握し、その能力等をまちづくりに活用するための登録制度



用したタイムリーで分かりやすい情報提供の推進に努めます。特に町民が大きな関心を寄せる町の財政状況や行政運営の方向性を示す資料については必要に応じて住民説明会等を交え、職員の給与等の実態に関する資料や交際費支出の状況等については定期的に町民に公表していくこととします。

なお、行政運営やまちづくりに関連した資料や図書、町の情報などを備えた、町民の誰もが利用可能な情報交換スペース等の設置、図書館における南伊豆町関連の図書や専門書の充実など情報共有を推進する施策の実施の検討を行います。

## 6 電子自治体の推進

電子自治体を推進するため、公共施設におけるインターネット使用環境の整備やIT講習会の開催など、<sup>※29</sup>デジタルデバイド解消のための施策の実施、<sup>※30</sup>光ファイバー網の整備、電子申請・電子予約・電子入札システムの構築などについての研究を進めると共に、個人情報保護を中心とした<sup>※31</sup>情報資産の保全体制の強化を図りつつ、<sup>※32</sup>庁内ネットワークシステムの活用による事務の効率化を図ります。また、町の公式ホームページの充実に取組み、その魅力度を向上させると共に、戸籍の電子化、電子決裁の導入に向けた研究を進めます。

## 7 人口増加施策と少子高齢社会への取組み

減少を続ける人口に歯止めをかけ、増加に転換させるため、本格的な人口増加施策に取り組む必要があります。移住相談窓口や本町に移住された方を中心とした移住促進のための組織の設置、移住者・定住者向け土地・住宅の提供を検討すると共に、既移住者に協力を依頼し移住希望者向けパンフレットの作成、ホームページなどを活用した移住希望者への情報提供、PR活動の充実などによる町内移住者等受入れ体制の整備を図ります。また、結婚支援窓口の設置、保育等児童福祉施設の充実、地域による幼児・児童の見守り体制の整備など幼児・児童の安全対策、子育て支援環境やコンピューター通信の基盤整備など住環境の充実、一層の企業誘致、起業支援に取組み、若年層の転出の防止、転入の促進を図ると共に、高齢者の社会参加支援、行政区の再編の検討も進めます。

## 8 自主性・自立性の高い財政運営の確保

歳入の多くを依存財源でまかなっている本町の財政において、三位一体の改革の影響による地方交付税等の減少は一層の弱体化を招く要因となり、これらに伴い移譲される税源を含めた町税等の収入確保が大きな課題となります。

本町の予算規模は厳しい財政状況から近年では毎年縮小の傾向にありますが、社会資本整備の遅れは今後の町民の暮らしに大きな影響を与えかねないことから、限

---

※29 デジタルデバイド / パソコンやインターネットなど情報通信技術の使用の可否によって生ずる格差  
※30 光ファイバー網 / これまでの通信回線と比べ飛躍的に通信速度の速い光ファイバーケーブルを使用した通信網  
※31 情報資産の保全 / 個人情報をはじめとした町の保有する情報の安全確保措置  
※32 庁内ネットワーク / 役場組織内部のコンピューターを通信回線で接続したネットワーク

られた予算の中で事業の重点化を図り、計画的に執行していく必要があります。

逼迫する財政状況の下、財政運営の基本である「入りを図りて出づるを制す」を常に念頭に置き、行政評価等の活用により事業等の必要性の検証を徹底するなど、一層の歳出削減に努め、財源不足を補いつつ新たな歳入確保に向けた研究を進めます。

#### (1) 経費の節減合理化等財政の健全化

厳しい財政状況下においても社会資本整備を継続して行う必要があるため、今後における事業展開にあっては、事業等の必要性を検証するなど、住民ニーズを的確に捉え、需要見込や行政評価に基づいた効果予測など総合的な判断により事業等の重点化を図ると共に、当面においては、下水道事業の計画期間の延長やその他建設工事の凍結・延期などによる単年度ごとの歳出額の削減に努めます。また、事務事業の整理合理化、人員削減、職員の意識改革を中心としたその他の経常的経費の抑制などによる歳出総額の削減に継続的に取り組めます。

#### (2) 補助金等の整理合理化

予算規模の縮小に伴い補助費の総額についても、各種補助金について一律の<sup>※33</sup>マイナスシーリングによる減額を図ると共に補助団体の精査を行うなど、近年では毎年縮小の傾向にあります。今後においても一層の削減を図りつつ、町の施策を的確に反映した補助形態とするため、補助事業の方針、補助基準等その考え方を明確に示すと共に、補助費の歳出額に総枠で上限を設定し、補助基準に基づく評価等により補助対象事業の重点化を図り、その必要性に応じた補助を行います。また、補助団体の指導育成を図ると共に、補助事業の実施状況等についての公表を行います。

#### (3) 公共工事の適正化

町の行う公共工事においては、入札・契約適正化の基本原則である透明性の確保・公正な競争の促進・適正な施行の確保・不正行為の排除の徹底を引続き推進し、今後においては、<sup>※34</sup>指名参加願の<sup>※35</sup>随時受付、<sup>※36</sup>予定価格の公表、<sup>※37</sup>一般競争入札など多様な入札方式の検討、品質確保のため<sup>※37</sup>工事成績評価の導入についての検討を行うなど一層の透明性、客観性、競争性の確保に努めると共に、ホームページを活用した発注予定及び入札結果の公表、<sup>※38</sup>随意契約執行体制の見直しを図るなど職員に対する教育・研修等に取り組めます。

また、経費節減の観点から、公共工事の実施に当たっては、国の「公共工事コスト削減対策に関する行動指針」や他団体の対応状況等を踏まえ、計画や設計の見直し、新工法の導入の検討などによりその工事コストの削減に努めると共に、

---

※33 マイナスシーリング / 予算の概算要求の枠の最高額を引き下げること。

※34 指名参加願 / 町が発注する工事等の指名競争入札に参加しようとする業者が町に対してその資格審査を申請すること。

※35 予定価格の公表 / 町が発注する工事等の落札上限価格（見積金額）を公表すること。

※36 一般競争入札 / 業者を限定せずに行う競争入札⇔指名競争入札

※37 工事成績評価 / 町が発注する請負工事の施工状況について評価を行い請負業者の選定の適正化、工事の質向上を図る。

※38 随意契約 / 競争の方法によらず、任意に特定の者を選定して契約を締結する方式

分担金の見直し、施設自体の<sup>※39</sup>ライフサイクルコストを抑えることによる総合的なコスト削減に取組み、新たな工事に着手する場合には、住民ニーズの的確な把握などによる客観的優先順位に基づき実施するほか、PFI手法の導入についても研究を進めます。

#### (4) 公的施設の見直し

全ての公の施設について、指定管理者制度の導入方針に基づく指定管理者制度導入の可能性を検証すると共に、施設自体のあり方について再検証します。また、学校統合の推進と併せて学校施設、幼稚園及び保育施設の再編についても検討を進めていきます。

なお、事業運営の安定性が懸念される下水道施設の今後の工事の進め方について再検証を行うほか、その利用方法についての多くの町民が関心を寄せている旧厚生省薬用試験場について、現時点での有効利用を図りつつ恒久的な利用計画を早急に策定します。

#### (5) 自主財源の確保

町税等の滞納額の削減に緊急に取り組むと共に、公共施設の稼働率向上等使用料の収入増加に取り組めます。また、各地で研究の進む新税等の導入について研究を進めるほか、未利用の町有地等の売却、町の施設やホームページ等を利用した広告収入など新たな歳入の増加施策に取り組む、自主財源の確保を図ります。

### 9 議会改革

議会機能の維持向上に留意しつつ、定数、報酬等の見直し、組織及び運営体制の合理化を自主的に推進されると共に、今後においても引続き活性化の推進に取り組まれるよう要望します。

### 10 危機管理への対応

東海地震を始めとした災害、テロなどの組織犯罪、社会的弱者を狙った犯罪、コンピューター犯罪など、災害や犯罪に対処するための組織構築、マニュアル策定や訓練などの防災・防犯対策を基本とした危機管理体制の構築のほか、逼迫した財政状況、事務事業の執行上の障害となる組織内部の問題など、職員の危機意識の欠落による単純なミスや認識不足などによる公的サービスへの影響を未然に防ぐため、また、被害の拡大を防ぐための情報共有や職員管理体制の強化などに取組み、町民の生活環境における安全、安心及びサービスの向上を図ります。

## V 行政改革の推進及び管理体制

行政改革の推進に当たっては、今後5年間における具体的な取組みについて目標数値、実施目標年次を示した『南伊豆町行政改革推進実施計画（集中改革プラン）』を併せて策定し、町長を本部長とする南伊豆町行政改革推進本部を中心として、庁内に各課横断的な組織を設置すると共に、重要な課題については、それぞれに応じ

---

※39 ライフサイクルコスト / 建物の企画、設計、建設、運用、解体までの当該建物にかかる一連の費用

プロジェクトチームを編成するなど全庁的に取組みます。また、行政評価を活用すると共に、行政改革推進委員会への報告や町民への公表を定期的を実施し、委員会の提言や意見募集の結果に基づき、町政の現状と課題の的確な把握による新たな取組みの掘り起こし、改革スケジュールの前倒しなど、計画等を見直しを図りながら継続的に推進していきます。

みんなで創る明るい元気な南伊豆町



南伊豆町

南伊豆町役場

〒415-0392 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂 328-2

TEL 0558-62-1111 FAX 0558-62-1119

<http://www.town.minamizu.shizuoka.jp>